

「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築」のパブリックコメント開始

2024. 9. 6

CISTEC 事務局

(文責：CISTEC)

はじめに

今般のパブリックコメントは、2024年4月に答申された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会（以下「産構審小委」）の中間報告に盛り込まれた「東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理を実現する必要がある。」との認識の下、官民での情報共有・対話等を強化することで制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める等の視点でなされている提言のうち、「技術管理のための官民対話スキームの構築」を具体化するものであるが、そこでの問題意識は、「技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。」というものである。

具体的スキームの概要は、技術のキャッチオール規制の強化の側面を有しているが、「重要管理対象技術」を定め、海外での工場建設などの一定類型の行為を通じてそれら技術が海外へ移転する前の計画段階で、技術の提供を予定している居住者/非居住者に対して経済産業省に事前報告を義務付け、官民対話を通じて懸念の解消を図りつつ、その懸念が依然として残る等の場合には、インフォームを発するというものである。

今年10月中旬公布、年内施行が予定されている。

以下、パブリックコメントで示された案に沿って見ていく。

なお、本解説はあくまでCISTECとしての理解であり、文責はCISTECにある。また、CISTECの関係委員会からもパブリックコメントを提出して必要な確認、意見を提出するとともに、公布後には、経済産業省に説明会（録画収録）の開催を依頼することとしている。

1. 事前報告について

事前報告は、外為法第55条の8に基づくもので、外為令第18条の8第1項で、「・・・報告を求める場合には、・・・経済産業省令で定める方法により、当該報告を求める方法により、当該報告を求める事項を指定するものとする。」とあるが、この経済産業省令は、貿易外省令のことであり、第10条第3項が改正され、「告示又は通知する方法により、当該報告を求める事項を指定して徴するものとする。」とされる。（第4項も改正される。）

この「告示」（貿易外省令第10条第3項の規定に基づき、経済産業大臣が報告を求める

告示)は新設されるものであるが、報告の対象となる行為類型や対象となる技術、報告の様式が規定される。

まず「告示」第二号から説明する。同告示は、「重要管理対象技術」が規定され、その概念と具体的対象技術が記載されている。概念としては、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術のうち、「当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ロ又はニに規定するおそれが生じる技術」となっている。このロ、ニの規定では、括弧書きで、「(その技術を提供した後にその技術の提供をうけた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。)」と書かれており、この括弧書きの場合に対応するものが、「重要管理対象技術」の概念となる。

具体的な対象技術としては、「半導体関連」「電子部品関連」「繊維関連」「電子顕微鏡関連」の分野から10の品目の設計、製造技術が規定されている。これらが選定された理由は「他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術」であり、しかも技術の被提供者の不適切な管理によって、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に利用されるおそれがあるものに対象が限定されている。ただ、状況の変化を踏まえ、今後適時追加・削除の見直しがなされるものと思われる(貨物の輸出には影響を及ぼさず、従来通りとなる)。

次に「告示」第一号では、「重要管理対象技術」を外国(ここでの外国とは、輸出令別3地域を除く地域である。)や外国の非居住者に提供する場合に、「報告」の対象となるいわゆる「行為類型」として、「外国法人への出資、製造委託その他の事業活動」と定めている。また、報告時期(=当該技術提供取引に係る契約を締結する前)、経済産業大臣あての報告書の様式(官民対話のきっかけとなる1枚程度の簡単な内容)を規定している。ただし、「製造」の範疇ではあっても、専ら検査、試験又は品質保証等の技術提供は、「報告」の対象から除外している(「使用」の範疇は、もともと具体的に列挙されている技術では含まれていない)。

留意が必要なのは、報告時期が、「当該取引に係る契約を締結する前に、」とされていることである。通常の技術提供取引に関する許可申請は、契約後を想定しているが、今回の報告は、契約前の「事前報告」とされている。

2. 「報告」後の官民対話について

「報告」の提供先は、経済産業省の貿易経済安全保障局貿易管理部であるが、官民対話の実質的な「官」の主体は「所管原課」が想定されている。具体的には、同省の製造産業局、商務情報政策局のそれぞれの産業を所管する課である(「炭素繊維」であれば「製造産業局」の「素材産業課」が「所管原課」ということになる。。「所管原課」と「貿易管理部」が連携・協力して、技術移転を計画している「民」と対話を重ねながら、技術管理に関する懸念を検討することにし、原則30日以内に何らかの結論を出すことになる。懸念がなければそのまま「民」は計画を進めることになるし、技術流出の懸念が払拭できない場合、又は技術

管理に条件を付することが適当な場合は、経済産業省はキャッチオール規制に基づくインフォームを発出することになる。

3. インフォームについて

インフォームについては、キャッチオール規制を定めた貿易外省令に戻ることになる。貿易外省令で改正される条項は第9条第2項第七号のイ、ロ、ハ、ニのうち、ロとニであり、イとハは改正されない。

イ（大量破壊兵器関連）とハ（通常兵器関連）は、技術の提供者が許可申請すべき客観要件に関するものであるが、これらは従来のままであり、提供者の管理が従来と変わるわけではない。

ロとニのインフォームに関して「（その技術を提供した後にその提供をうけた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）」が追加されており、これが、前掲の告示第二号に規定されている「重要管理対象技術」の概念に対応するものとなっている。

インフォームは、このような規定がなくても発出は可能であると思われるが、産構審小委提言での問題意識である「移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念」がある場合をこのような表現で特掲し、官民対話のスキームの一環として、インフォーム発出もあり得るということを明示したものと言える。

※ なお、貨物のキャッチオール規制の条項である輸出令第4条第1項第三号は改正されておらず、今般の改正は技術にターゲットを絞ったものである。

おわりに

これら一連の改正は、我が国から安全保障に影響を与え得る重要な技術が流出すれば、国際的及び我が国の平和と安全を脅かしかねないとの危機感に立ち、その流出防止を喫緊の課題としていること、そして、これらの政策を推進していくにあたり、「官民対話」と表現しているように、「民」とともに共通認識の形成を図り、官民が密接に連携して、我が国の技術管理を確実なものにしていこうという政府の強い姿勢があらためて反映されているものと考えられる。

行為類型は、合弁等の対外投資と重なるものであり、各企業内では、その所管部門と輸出管理部門とが、プロジェクトの初期段階から密接に連携しつ、全社的に取り組む必要がある。対外投資プロジェクトに関与する法律事務所等とも、制度内容の理解を十分に共有することが重要となる。

以上